

非常変災その他緊迫事態における非常措置について

県内のいずれかの地域に「特別警報」または「暴風を含む警報」などが発表された場合には、安全確保のため、下記のと通りの対応とします。

記

- 1 「大雨、暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合
  - ①午前7時において県内全域または県内の特定の地域に、「大雨、暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、臨時休業（家庭学習）とします。
  - ②土・日曜日に行う活動（「サポート教室」や「部活動」等）についても同様の扱いとします。
- 2 学校所在地域（彦根市）において「大雨、暴風以外の特別警報」が発表された場合

上記1と同様の措置とします。
- 3 特別警報、警報の種類の確認  
特別警報、警報の発表は、ラジオ・テレビ等で確認してください。